

議案第 140 号

財産の取得の変更について

令和元年 9 月議会において議決を得た財産の取得について下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 62 年つくば市条例第 22 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日

つくば市長 五十嵐立青

記

- 1 変更の理由 消費税率及び地方消費税率引上げに伴う変更
- 2 取得財産 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材
- 3 取得金額 変更前 金 39,960,000 円
変更後 金 40,700,000 円
- 4 契約の相手方 茨城県水戸市泉町 2 丁目 3 番 24 号
茨城トヨタ自動車株式会社
代表取締役 幡谷 史朗